



浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 10 日

浦添市長

松本哲治

浦添市規則第 32 号

浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、別に規格を定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 平成6年8月1日 規則第29号 注 令和2年3月から改正経過を注記した。 （指定ごみ袋等の規格） 第11条 〔略〕 〔新設〕	浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 平成6年8月1日 規則第29号 注 令和2年3月から改正経過を注記した。 （指定ごみ袋等の規格） 第11条 〔略〕 <u>2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、別に規格を定めることができる。</u>